



認可保育園に関する「よくある質問」



■ 一般

Q1: 公立保育園と私立保育園では何が違うのですか？

基本的には保育料も入園選考も同じです。ただ、私立保育園は、保育園により園服や園バックなど、園でお揃いのものを用意していただくことがあり、その場合は別途費用がかかります。また、私立保育園、または公立保育園の中でも社会福祉法人に運営を委託している保育園は、それぞれ運営母体や保育方針も異なりますので、見学をして希望園を決めていただくことをお勧めします。

■ 入園希望・申込み

Q2: 申し込みをすれば、必ず入園できますか？また、入園は先着順ですか？

入園希望の保育園に定員の空きがなければ入園することはできません。空きがある場合にも、入園希望の方の人数が空きの人数を超える場合には、先着順ではなく入園に関する基準により決定します。申し込みの手続きは希望月の締切日までに済ませていただければ結構です。なお、クラスの定員設定の人数からみて空きがある場合でも、保育園の状況などにより入園できない場合もありますので、ご承知おきください。

Q3: 希望園はいくつまで出せますか？

通える範囲であれば、いくつ希望していただいても結構です。送り迎えはご両親やご家族の方でお願いすることとなりますので、通勤経路や時間、誰が送り迎えをするかなどを考えて希望園を決めていただくと良いと思います。

希望園1つだけでは、入園が難しい場合がございますので、できるだけ通園できる範囲で複数園希望することをお勧めします(第4希望以下は余白にご記入ください)。

Q4: 第2希望の人より第1希望の人の方が入りやすいのですか？

入園の決定は、就労時間等を基に算定した点数により行いますので、第2希望の方が不利になることはありません。希望の順番にご記入下さい。

Q5: 申し込み後に、希望園の変更はできますか？

申し込み後に希望園の変更をしたい方は、希望園変更届に新たな希望園(希望取りやめ含む)をご記入の上、各月の締切日までに保育課に提出してください。締切日は入園の申し込みと同じです。また、ご希望された園で内定した場合でキャンセルをされますと、再度申請したとき不利になることがあります。

Q6: ボランティア活動をしています、入園申込みはできますか？

ボランティア活動を理由とする入園は認めていません。

Q7: 希望月に入園することができなかった場合、再度申請の必要はありますか？

再度申し込みの必要はありません。(ただし待機期間が長い場合、保育課から継続申請の確認書類を郵送することがありますので、その際には必ずご提出ください。)

Q8: 現在、子どもが幼稚園に通園しています。夏休みの期間だけ保育園に入園することはできますか？

幼稚園に在園しながら、認可保育園に入園することはできません。なお、補助金対象にはなりません。簡易保育園はご利用になれます。

Q9: 現在育児休業中ですが、入園申込みはできますか？

できます。入園後の翌月 10 日以内(10 日が休日の場合は、直前の平日まで)に復職することが条件です。

■ **育児休業の終了にあわせて入園したい場合**

(例)平成 25 年4月1日に復職(育休終了日:3月 31 日) →3月入園分からの申込み可

平成 25 年5月 15 日に復職(育休終了日:5月 14 日) →5月入園分からの申込み可

■ **保育園に入園でき次第、復職したい場合**

入園できた場合は、入園後の翌月 10 日以内に復職することが条件になりますので、育児休業を切り上げて復職していただくことになります。

■ **入園できなかった場合**

・入園できないまま復職して、入園待ちをする場合、保育の実施基準調整表の復職加点の対象にはなりません。

・育児休業を延長したため、当分の間入園を希望しない場合は、「入園・転園申込取り下げ届」をご提出ください。

Q10: 出産時に育児休業を取得します。上の子は退園しなければなりませんか？

育児休業法に基づいて取得されていれば、育児休業対象児童が1歳6ヵ月になった月の末日まで在園できます。その際には、育児休業証明書をご提出ください。

■ **園生活**

Q11: 食物アレルギーがあるのですが。

食べ物アレルギーをお持ちのお子さんに対しては、可能な限りアレルギーの原因となる食品を取り除いた除去食を行っています。除去食と食事制限を希望される場合は、入園申請の際に市役所本庁舎の保育課へご相談ください。

Q12: ほとんど風邪は治っているけれど、まだ保育園では預かってもらえません。どうしたらいいですか？

「病後児保育」をご存知ですか？

医療機関などで、病気回復期のお子さんをお預かりします。→[詳細はこちら](#)

Q13: 仕事の都合で、お迎え時間に間に合わないときがあります。どうしたらいいですか？

「いちかわファミリー・サポート・センター」をご存知ですか？

地域の会員同士で子育てをサポートし合う制度です。保育園へお子さんを迎えに行き、保護者が迎えに来るまでの間、会員宅で預かってくれます。→[詳細はこちら](#)

■ Q1～Q12に関するお問い合わせ ■

保育課 047-711-1785

■ Q13に関するお問い合わせ ■

子育て支援課 047-711-0677